

諮問第590号  
環水大水発第2306085号  
令和5年6月8日

中央環境審議会会長  
高村 ゆかり 殿

環境大臣 西村 明宏  
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

1 - [(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イル)メチル]-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-9-メチル-2, 4-ジオキソ-3, 4-ジヒドロ-2H-1λ<sup>5</sup>-ピリド [1, 2-a] ピリミジン-1-イリウム-3-イド  
(別名ジクロロメゾチアズ)

2' - [(3, 3-ジメチル-2-オキソアゼチジン-1-イル)メチル]-1, 1, 1-トリフルオロメタンスルホンアニリド (別名ジメスルファゼット)

中環審第1265号  
令和5年6月12日

中央環境審議会  
水環境・土壌農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和5年6月8日付け諮問第590号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。